

違反対象物の公表制度

平成29年4月1日から施行されます

建物を利用する方が、その建物の情報入手して利用を判断できるように、消防法令に重大な違反のある建物をホームページに公表する制度です。

公表の対象となる建物

映画館、飲食店、物販店、ホテル、病院等の多数の人が出入りする建物や、社会福祉施設等の自力で避難をする事が難しい方が利用する建物



公表の対象となる違反

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の設置義務がある建物で設備が設置されていないもの又は設置されていても、維持管理が不適切で主たる機能が喪失しているもの



公表の方法

- ・ 消防組合ホームページへの掲載
- ・ 消防本部、消防署又は出張所での閲覧



違反対象物の公表制度

公表の内容

- ・ 建物の名称 ○○○○○ビル
- ・ 所在地 ○○○市（町）○○○番地
- ・ 違反の内容 自動火災報知設備未設置

公表までの流れ

立入検査の実施



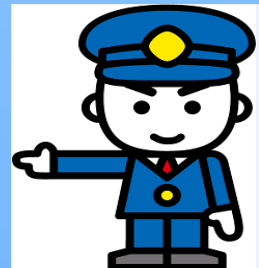
立入検査結果通知書の交付



立入検査結果の通知から14日経過した日において
なお当該違反が認められる場合



公表



建物関係者の方へ

建物の増築や改築、用途の変更により違反対象物になる事がありますので、事前に下記の問い合わせ先にご相談ください。

問い合わせ



佐倉市八街市酒々井町消防組合
消防本部予防課査察調査係
043-481-1225

組合ホームページ <http://www.119-sys.jp/>

